

# 職員の給与等に関する報告の概要

令和2年11月6日  
秋田県人事委員会

## ◎ 報告のポイント

### 月例給の改定なし

公民較差(△0.05%)が小さく、概ね均衡していることから、月例給の改定は行わない。

## 1 月例給

### (1) 改定の考え方

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるとの認識に立ち、判断した。

### (2) 本年の改定

本年4月時点における職員の月例給と県内民間給与との較差は△191円(△0.05%)と小さく、概ね均衡していることから、本年は、給料表の改定は行わない。

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A - B)
368,776円	368,967円	△191円(△0.05%)

## 2 人材の確保、育成等

### (1) 人材の確保

県職員の仕事内容やその魅力、やりがい等を発信する活動を積極的に展開し、志願者の更なる掘り起こし等を図るとともに、試験の在り方についても逐次検証を行い、県行政の将来を担う人材の確保を図っていく必要がある。

### (2) 人材の育成

職員には多様化・高度化した行政ニーズに対応していくことが求められているほか、知事部局では30歳代以下の職員が少数で、これらの若い世代の育成が喫緊の課題となっていることから、質の高い行政サービスを維持・提供できる人材の育成を計画的かつ適切に進めていく必要がある。

### (3) 女性職員の活躍の推進

仕事の魅力等の情報発信や育児との両立に関する制度の紹介等の充実を図り、女性受験者の確保につなげていく必要がある。また、30歳代以下では女性職員が全体の約3割を占め、将来、指導的立場を担う機会が増えることから、計画的に育成を図るとともに、仕事と家庭の両立を支援し、活躍を一層推進していく必要がある。

## 3 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度について、必要に応じて改善を行うなど人事管理の基礎として十分に活用されるよう取り組んでいくほか、役職段階に応じて求められる能力等を備えた人材の育成に生かしていく必要がある。

## 4 勤務環境の整備等

### (1) 時間外勤務等の縮減

恒常的な時間外勤務の実態が見受けられるとともに、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては増加も考えられ、時間外勤務等の発生要因を整理・分析し、更なる業務の効率化や業務量の平準化に努めることが必要である。また、管理職員による業務の進行管理を適切に行い、時間外勤務等が必要最小限となるよう、マネジメントの強化を図るとともに、年次休暇の取得日数の増加に向けて取組を推進する必要がある。

教職員の長時間労働の改善については、多忙化防止計画に基づいた各種の取組の成果や課題を検証しながら、給特法の改正等も踏まえて、多忙化の改善を図る取組を進めていく必要がある。

## (2) 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず職員が育児や介護を行うための両立支援制度や早出・遅出勤務、フレックスタイム制の改善に加え、これらの周知や新しい制度等の検討を行うなど、職員が働きやすい環境を整備していく必要がある。

## (3) 心身の健康づくりの推進

ストレスチェックなど職員のメンタルヘルス対策の強化や長時間勤務を行った職員に対する産業医による面接指導を実施するとともに、管理職員による職場環境の改善、職員の心身の不調の早期発見など、職員の健康管理についての取組を継続していく必要がある。

## (4) ハラスメントの防止

本年6月からの関係法の改正を受けて、職場のハラスメントの防止対策の強化等の措置として、職員からの相談に対応するために必要な体制の拡充が図られており、今後もこうした取組とともに、意識啓発や相談窓口等の周知等を強化し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

## (5) 新型コロナウイルスの感染への対応

感染状況に応じて、在宅等における勤務、ICTの活用によるオンライン会議などの推進に加え、業務進行管理やコミュニケーション確保等、効率的な業務運営や職員が置かれている事情に応じた働き方ができるような環境の整備を図る必要がある。

## 5 定年の引上げ等

国家公務員や地方公務員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるための関連法案が成立には至らなかった中、人事院が改めて定年引上げのための措置の早期実現を要請したことから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

### 【参考】職員の年収（平均年間給与）（行政職）

平均年齢	勧告前	勧告後	増減額
42.4歳	5,928,663円	5,910,342円	△18,321円

(注) 令和2年10月22日勧告のボーナス改定の内容（4.35月分→4.30月分）を反映させた場合